

パートさん、契約社員を『正社員化』するなら、助成金を活用してください！

正社員転換制度の
奨励金を受給するには

パートさん、契約社員さんを
正社員へ転換する
試験制度を新たに設けます

パートさんや契約社員さんを正社員へ転換

6か月経過後

制度導入1人目の支給申請(40万)

正社員転換制度の導入から
2年以内に2人以上を転換すると

6か月経過後

転換促進分 2~10人まで
ひとりにつき、20万円支給

《 労働契約法が一部改正されました！ 》

正社員転換制度奨励金

有期労働契約(期間の定めのある労働契約)についてのルールを定めた「改正労働契約法」政省令が、10月26日に公布されました。また、同じ職場で5年を超えて働いているパートさんや契約社員さんを対象に、本人が希望すれば無期限の雇用への切り替えを義務づける改正労働契約法が今年8月に成立しました。パートや契約社員の契約更新のトラブルを防ぐものです。この改正については、施行日が平成25年4月1日となりました。長期間働くパートさんはやる気があり、安定した雇用の環境整備につながるものですが、給与や勤務時間などの労働条件を整備する必要はあるものの、正社員並みに待遇を改善することまではありません。契約社員やパートの正社員雇用を促そうと、厚生労働省が昨年度から導入した転換制度とその奨励金です。契約社員やパートに正社員転換のための試験制度を設け、これを受けて正社員になった場合、中小企業に対しては1人当たり40万円、2人目からは20万、10人までです。契約社員やパートの待遇改善を目的とした改正労働契約法に沿った正社員転換制度を導入し、助成金を活用しませんか？

お問い合わせは、info@mmjinji.comまで
<http://mmjinji.com/> 電話(045)664-3330

みなとみらい人事コンサルティング